

水産政策審議会企画部会

第76回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第76回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成30年4月10日（火）午後14時00分

閉会 平成30年4月10日（火）午後15時24分

2. 出席委員

（委員）	大森 敏弘	佐藤 安紀子	橋本 博之	東村 玲子
	平野 澄子	細川 良範	水越 和幸	山下 東子
（特別委員）	久賀 みず保	久保田 正	菅原 幸洋	菅原 美徳
	鈴木 博晶	津田 幸喜	中川 竹志	若狭 信行

3. その他出席者

（水産庁） 森漁政部長 神谷資源管理部長 保科増殖推進部長
岡漁港漁場整備部長 藤田企画課長 廣野漁業調整課長
井上研究指導課長 高瀬漁場資源課長 黒萩栽培養殖課長
藤井増殖推進部参事官 吉塚計画課長 山本整備課長
竹葉防災漁村課長 岩本資源管理推進室長 三野海洋技術室長
魚谷生態系保全室長 中奥内水面漁業振興室長
浅川水産施設災害対策室長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第76回企画部会
議事次第

日 時：平成30年4月10日（火）14:00～15:24

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）平成29年度水産の動向（案）について

（2）平成29年度水産施策（案）について

（3）諮問第296号 平成30年度水産施策（案）について

（4）その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	平成29年度水産の動向(案)について	3
3	平成29年度水産施策(案)について	9
4	平成30年度水産施策(案)について	12
5	閉 会	26

○企画課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第76回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たりまして、漁政部長の森より御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 こんにちは。漁政部長の森でございます。

本日は、新年度開始早々ということで、大変お忙しい中、審議会のほうに御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

平成30年度が始まりましたということで、水産庁のほうでも先般、1月に設置をされました漁業取締本部、こちらのほうがこの4月に本格的に組織を立ち上げということが始まっております。漁業取締管理室という漁業取締本部の事務局というのも置いて取り締まり、しっかり取り組んでいくというような体制を整えたということが30年度の動きとしてまず始まっております。

また、昨年度末、これは昨年度末までの期限の法案でございました水産加工資金法案、こちらのほうの5年の延長という法案が3月末に成立をいたしました。こちらにつきましては5年に一度の法案審議ということで、今回国会のほうで、いろいろ水産加工業、特に復興の関係も含めまして、引き続き人手不足ですとか、いろいろな原材料の不足、高騰の問題、さらに被災地の関係でいえば風評被害等、まだいろいろ課題があるといったことが国会の場でも議論をされ、引き続き水産加工資金のほうで支援をしていく必要があるというような形での法案の成立がなったというようなことが水産庁の中での最近の動きというところであるところでございます。

本日につきましては、お手元にございますとおり、平成29年の水産の動向、水産白書の案につきまして御審議をいただきたいと思っております。前回、2月の企画部会のほうでいただきました御意見等を反映させた案ということになっております。

忙しいお時間の中で、いろいろ事前に内容を確認をいただき、コメントもいただきました。また、担当者のほうにありがたいことにねぎらいのお言葉もいただきましたこと、改めて御礼申し上げたいと思います。

また、平成30年度水産施策（案）につきましては、この基本法の規定に基づきまして本日諮問をさせていただくものでございます。これは、先ほどの白書とともに国会へ提出をいたします、いわゆる講じようとする施策というものでございます。

本日、これら2点につきましての御審議を賜りまして、水産白書の関係に向け最終の作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。限られた時間ではご

ございますが、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、御挨拶にかえさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画課長 続きます、4月1日付で水産庁の幹部の異動がございましたので、本日出席しております異動した幹部の紹介をさせていただきます。

増殖推進部参事官の藤井でございます。

○増殖推進部参事官 藤井です。よろしくお願いいたします。

○企画課長 資源管理推進室長の岩本でございます。

○資源管理推進室長 岩本でございます。よろしくお願いいたします。

○企画課長 それで、本日の会場でございますけれども、委員の皆様方の中にはマイクが設置されてございません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中8名の方に出席していただいております、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立しているということをお報告をいたします。また、特別委員は12名中8名の方に出席をいただいております。水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、公開で行うこととなっております。また、第9条に基づきまして、議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

では、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

資料1から資料4まででございます。それぞれにつきまして御確認をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、カメラで撮影されている方がいらっしゃいましたら、撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、山下部会長、議事進行のほうをよろしくお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、お集まりくださいますありがとうございます。

きょうは大勢御出席いただいておりますので、御意見も多々いただけるかと思っておりますけれども、一応16時30分が最長というふうに聞いておりますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

では、着席をして進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、平成29年度水産の動向（案）及び平成30年度水産施策（案）についてです。

まず初めに、平成30年度水産施策（案）について諮問を受けたいと思います。

○漁政部長 平成30年度水産施策（案）について。

諮問第296号 水産基本法第10条第3項の規定に基づき別添平成30年度水産施策（案）について貴審議会の意見を求めるということでございます。よろしく申し上げます。

（諮問文 手交）

○山下部会長 それでは、本日の進め方でございますが、ただいま諮問がありました平成30年度水産施策（案）、いわゆる講じようとする施策とともに、これの作成に当たって考慮するとされております平成29年度水産の動向（案）について、最初に事務局から説明を受け、その後、質疑などを行いたいと思います。

なお、本日、先ほど申しましたように、16時半までに遅くとも終了できるようにということで御協力をお願いいたします。

それでは、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、事務局のほうでございますけれども、私のほうから、申しわけございませんけれども座って説明させていただきます。

改めまして、これまでにいろいろ御意見をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げます。

今回の資料につきましては、まだ反映させているということはありませんけれども、今後、可能なものは反映をいたしまして、最終的に部会長の了解を得たいというふうに考えてございます。

まず、資料の全体の構成について御説明をいたします。

水産白書は、毎年大きく3つのパートに分かれてございます。資料1の平成29年度水産の動向、資料2の平成29年度の水産施策、これはいわゆる講じた施策と呼ばれるものでございます。次に資料3の平成30年度水産施策、これがいわゆる講じようとする施策ということになりまして、先ほど部長の森から諮問いたしました、朗読いたしましたものが、これが正式な諮問内容ということになってございます。資料1と2は諮問が必要ということではございませんけれども、水産基本法におきまして、資料3と同様に、毎年政府が国会に提出するという位置づけになってございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まず、平成29年度水産の動向（案）から順に説明をさせていただきます。

資料1は厚うございまして、2つに分けておりますけれども、もう既に見ていただきまして意見を頂戴しておりますので、主に変更点を中心に御説明を申し上げます。

また、あらかじめ御承知をいただきたいんですけども、いわゆる職場のプリンターで印刷をしている関係上、表題が前のページにあったり、ページが分かれているということがございます。これは実際に印刷物になるときは、同じページに配置されるということになっておりますので、その点は御了解をいただきたいというふうに思います。

まず10ページをお開きください。

資源状況の把握というところで、前回は、これまでの資料ですと資源量推定の方法に関する記述が充実をしていたわけですが、少し焦点がぼやけてしまったということで、いろいろな方から意見をいただきましたので、ICTに関連する計量魚探に関する記述のみをここで残しまして、その他の資源量推定の方法に関する部分につきましては、第II章のほうで、水産資源及び漁場環境をめぐる動きの中で資源評価について言及しておりますので、そのコラムの中に移動させたという形にいたしました。

次に、12ページの上のほうにあります図でございまして、寒冷期と温暖期のいつに該当するのかというのがわかる形で矢印を加えて整理をいたしました。

それから、15ページでございまして。

ICTの活用の部分、第3節のICTの活用につきましては、かなり事例の中で写真の抜けていた部分でございましたけれども、それを挿入いたしましたし、後で出てきます19ページのコラムの収益に関する記述などを充実させております。それから、沿岸漁業ですとか沖合域、その他の漁業分野におけるICTの活用ということで、それぞれの（1）とか（2）、（3）の冒頭の部分、この導入の部分につきましては、それぞれの状況に応じて少し修正を加えて内容を明確化をさせていただいております。

次に、31ページをごらんください。

31ページの第4節のところでございます。ここは、下のほうでいろいろタブレットの話とかにつながる話を書いてあるんですけども、ここで中田特別委員のほうから、ICTにかかわるシステム全体の導入ですとか、維持費などへの設備投資が過度にならないというようなことを記述したらよいのではないかというような御意見をいただいておりますので、まだ今回は入れられておりませんが、今後、入れる方向で考えております。

次のページに移っていただきまして、一番下になりますが、図 I-4-1、ICTの活用について。実際には33ページになります。ここで、前回は整理をされていませんでしたが、ICTの活用に係る図を整理して、どういうアンケート結果であったかということがわかる形で整理をさせていただきました。

その下でございますけれども、現在、スマート水産業に向けた検討が始まっております。ここで記述の中を見ていただきたいんですが、スマート水産業に向けたデータをフル活用したスマート水産業の構築に向けてということで、各プレーヤー間でのデータの共有、活用に向けた取組を進めることで、バリューチェーン全体の生産性向上を実現していくことができるのではないか。新しい通信技術等を実証して、データに基づく効率的・先進的な水産業、これを括弧書きでスマート水産業としてございますけれども、転換を進めていくといった趣旨の記述を、これはそっくり加えた形になっております。

次のページになりますけれども、これに関連いたしました図を上のほうに加えて、イメージがわかるような形にいたしました。

ここまでの、いわゆる第 I 章の特集に関する部分になります。

36ページからですが、平成28年度以降の我が国水産の動向になります。こちらのほうも一部印刷がずれている部分がございますけれども、実際に印刷物になる場合には見やすい形になりますので、その点は御容赦ください。

それで、前回はまだ、この部分が特に数字が発表になっていない部分が多うございまして、「●」といった形で実際に数字が入っていなかった部分が多うございます。これがほとんどのところが入っておりますので、そういった形で修正が加えられているというふうに御了解ください。

その後、水産基本計画はそのままですので、40ページをごらんください。

ここで水産資源及び漁場環境をめぐる動きということでございますが、資源評価の下の欄にコラムとして、先ほど申し上げましたように、前回までの資料ですと特集のところに入っていた部分を整理をして、資源評価の紹介をさせていただきました。

次に、47ページでございます。

太平洋のクロマグロに関する記述でございますけれども、皆様、新聞等でごらんになっているかと思っておりますけれども、いろいろどンドン動きがございまして、最近の状況を踏まえまして修正をいたしております。あと、この点につきましては水越委員のほうからもコメントをいただいておりますので、もう少し修正する方向で、さらに検討を加えたいとい

うふうに考えております。

次に、51ページをごらんください。

51ページの上のほうでございますけれども、ニホンウナギの資源管理について記述を充実をさせまして、国際的な取組ですとか、あとは養殖種苗の池入れの許可制度に関する部分みたいなものを記述いたしております。

次に、64ページをごらんください。

ここが、先ほど申し上げましたけれども、非常に今まで数字が入っていなかった部分に入っております。例えば64ページの一番下の部分でございますが、漁業・養殖業の産出額ですね。ここが入りました。平成28年の生産量そのものは前年に比べ減少しておりますけれども、産出額そのものはおおむね横ばいでして、1兆5,856億円ということになりました。海面漁業ですと、メバチですとかシロザケ等の漁獲量が減少したんですけれども、養殖業におけるノリ類の需要の高まりですとか、マダイの価格が堅調に推移したということなどの影響によるものというふうに考えておりました。その旨を65ページの頭のところに記載をさせていただいております。

66ページから67ページにかけてでございますけれども、漁業及び養殖業の平均の産地価格ですね。これは前年までの右肩上がりの傾向を維持といいますか、そのままいたしまして、前年よりも上昇いたしました。グラフは67ページになりますが、最終的に364円/kgという形になってございます。

次に、68ページでございます。

27行目のパラグラフでございますが、大森委員のほうからコメントをいただきまして、いろいろ平均値だけではなくてということで、沿岸漁業の中で、もう少し一生懸命漁業に専従している人の収入みたいなものを考えた形での検討ができないかということでございましたので、ここでは漁業生産物収入が800万円以上の沿岸漁船漁業を営む個人の経営体の漁労所得というものを算出をいたしまして、全ての個人経営体の漁労所得が約2倍となっているということについて記述を加えております。

次に、75ページと76ページをごらんください。

全国的に業界団体も一緒に取り組んでおります「浜の活力再生プラン」と、「浜の活力再生広域プラン」の記述でございます。今年3月末までに「浜の活力再生プラン」が659の地区、「浜の活力再生広域プラン」が140件策定されたということについて記載をさせていただいております。

次に、78ページをごらんください。

ここでは漁業就業者をめぐる動向になっております。実は平成29年の漁業就業者の39歳以下の割合が出まして、平成29年も漁業就業者の割合が17.8%ということになりましたので、平成26年以降、18%前後で推移しているということで、本文の記述を横ばい傾向だという形で修正をさせていただいております。

79ページをごらんください。

このグラフにございますように、漁業者1人当たりの生産量及び産出額につきましては、引き続き増加傾向という形で推移をしているということになってございます。

次に、82ページでございます。

女性の地位の向上と活躍ということでございますけれども、就業者に占める女性の割合の数字が出ましたので、約14%ということで記載をしてございます。前年のグラフでは、ちなみに申し上げますと12.8%となっておりましたので、少し上昇をしているということがわかっております。

次に、83ページをごらんください。

ここでは、2番のほうでございます。事例の中の2番のほうに天草市の益田さんの取組を大きく記述をして紹介をさせていただいております。

次に、85ページをごらんください。

この上のグラフは事故の隻数をあらわしておりまして、平成29年は前年に比べまして漁船の事故の隻数は減ってございます。ただ、下の左側のグラフ、ここにございますように、海中転落者のうちに占める死者・行方不明者の数、これはともに増加をしておりまして、そういったことが明らかになっております。

次に86ページでございますが、ここで若い人に船に乗ってもらうということで、環境として非常に重要だというふうにこれからなると思われます海上ブロードバンドの普及に向けた取組状況について記載をしてございます。

88ページをごらんください。

ここでは、一番下のほうになりますが、ことし3月末の沿海地区漁協の数、これが960組合になったということでございます。

後ろの89ページをごらんください。

水産物流通の動向というところでございます。「一方」から始まる文章でございますけれども、久保田委員のほうからコメントをいただいております。用語の使い方が正確ではな

いということでございますので、御指摘を踏まえまして、正しい用語の使い方になるように修正をいたしたいと考えております。

次に、94ページでございます。

一番下から次のページにかけまして、H A C C Pへの対応の話でございまして、ことし3月時点の我が国の水産加工業における対E Uの輸出認定数、これは56施設、対米の輸出認定施設は363施設になったということでございます。

次に、96ページをごらんください。96ページから始まる部分が世界の漁業・養殖業の生産の部分になります。

ここでは養殖業の生産量が急激に伸びておりまして、国別に見ますと中国とインドネシアの増加が顕著であること、あと魚種別に見ますと、コイやフナ、紅藻や褐藻類が多いということなどについて記載をいたしております。

次に、102ページをごらんください。

上のほうでございますけれども、T P P 11の記述を加えております。その後の（5）の多国間の漁業関係については、大きな変更はございません。

その後、ずっと行きまして113ページをごらんください。

ここが、前のページと分かれておりますけれども、捕鯨関係のコラムを記載をいたしております。

次に、115ページをごらんください。こちらが水産物の需給・消費をめぐる動きでございます。

それで、118ページにアニサキスの対応についてコラムを前回も設けておりましたけれども、いろいろこの点については委員からも、あとは省内からもいろいろコメントをいただきまして、そういったものを踏まえて書きかえをいたしました。できるだけ正確に、冷静に判断されるというんでしょうか、そういった形での中身になるような形で記載をさせていただいております。

次に、126ページをごらんください。

このあたりにつきましては、新しい記載というのがなかなかしにくい部分だったんですが、富山大学による子供の健康と環境に関する調査の追跡調査の報告をコラムとして加えております。妊娠の期間中に魚をあまり摂取しない群よりも、多く摂取している群のほうが抑うつ状態にある人が少ないということが明らかになっているということでございます。

次に、129ページをごらんください。

下から3行目でございますけれども、ことし3月末のファストフィッシュ等の認定数が明らかになっておりますので、それを記載しております。

次に、134ページでございます。

水産エコラベルの動きといたしまして、数カ所にわたりまして認証の数が更新をされております。あわせて一番下の「このほか」というパラグラフでございますが、水産研究・教育機構のS H " U " Nプロジェクトも記載をさせていただきました。

135ページ、次のページには養殖種苗の認証制度、これについても紹介をさせていただいております。

135ページから137ページが地理的表示保護制度に関する記述でございます、ことし3月末で7件が登録されているということで紹介をしております。

次に、138ページからが水産物貿易になります。

平成29年でございますけれども、輸入量、輸入額ともに前年を上回っております。金額で見た場合には、輸入相手国の上位4カ国に変化はございませんけれども、輸入品目では平成28年に3番目だったサケ・マス類が1番になっている。平成28年には7番目だったイカが4番目になっているというような、そういう特徴がございます。

139ページからが輸出でございます、輸出も、平成29年は前年に比べ量及び金額ともに増加しているということでございます。

さらに、その後が安全で活力ある漁村づくりでございます、145ページの事例といたしまして、漁村及び漁業者による国境監視機能について強調させていただいております。

この次の節、第6節が東日本大震災からの復興ということで、150ページからは震災からの復旧・復興といたしまして、この状況は先だって御説明申し上げましたけれども図を中心に紹介をさせていただいております。

ここで御了解を願いたいんですが、一部154ページとか156ページまでにわたりまして、数字が確定しておりませんで「●」のままになっているところがございますが、これは最終化する際には、確定した数字を入れて、白書として最終化させたいと考えております。

以上が動向編でございます。

次に、平成29年度水産施策、資料2でございます。

基本的には、これは構成は、昨年策定いたしました水産基本計画及び白書の構成などに沿って、実際に講じたことを記載してございます。主立った点といたしましては、その1ページにございます施策の重点の最後のパラグラフで、年末に水産施策の改革の方向性を

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけたこと、2の財政措置で補正予算を講じたこと、3の法制上の措置におきまして、国会に水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の延長を内容とする法律案などを提出した、提案したということなどを記載してごさいます。

その他で具体的なものといたしましては、例えば3ページの(5)の海技士等の人材の育成・確保に関する部分でございしますが、最後のパラグラフにおきまして、資格制度の運用のあり方について結論を得たこと、あと、6ページのエでございします。捕鯨施策の推進の冒頭におきまして、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律が施行されたこと、7ページの外国人技能実習制度の適正化のところで法律に基づく漁業技能実習事業協議会を設立したこと、8ページでございしますが、漁業取締体制の強化といたしまして、水産庁長官を本部長とする水産庁漁業取締本部を設置したこと、9ページでございします。海上における高速インターネット等の利用に関し報告書を取りまとめたこと、13ページの左側の③の一番下にございします新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令が施行されたこと、17ページでございしますが、ウの気象情報の入手の一番最後の部分に、北朝鮮からのミサイルが発射された際の情報伝達システムの構築に関する記述を加えております。同じページの右側のイのライフジャケットの普及促進におきましては、最後のパラグラフに、小型船舶でもライフジャケットの着用が義務化されたということなどについて記述をしてございします。

次が平成30年度水産施策、これは講じようとするという施策になりますので、現時点では抽象的に書いている部分でございしますけれども、具体的に書けている部分などについて御説明を申し上げます。

2ページの右側の(4)資源管理・収入安定対策の推進ということで、これは引き続き自然条件等による不漁等の際の収入を補填する収入安定対策、燃油や養殖用配合飼料の価格高騰に対するセーフティーネット対策を実施するということについて記述をしております。

その次に、3ページの左上のほうでございしますが、来年の4月から乗船実習のコースが開始できるように準備を進めますというようなことについて記述をしております。

同じページの右下の2の(1)の部分ですが、一番下のところですね。「このため」と書いていますが、主要水産資源ごとに維持すべき水準(目標管理基準)や下回ってはならない水準(限界管理基準)といった、いわゆる資源管理目標等の導入に向けた検討を行いま

すということを明記いたしております。

次に、6ページでございます。

エの捕鯨政策の推進の部分におきまして、ことし9月のIWC総会に向けて働きかけを行っていくといった記述をしてございます。

8ページに移りまして、左上のほうになりますが、3の漁業取締体制の強化を平成29年度と同様に項目立てをしまして記述をさせていただいております。その同じ段落の下のほうでございますが、高速インターネットの効率的な普及に向けた検討を行うことを記載してございます。

次に9ページでございますが、養殖業につきまして安定的かつ収益性の高い経営の推進の中で、引き続き養殖用配合飼料の価格高騰対策や、生餌の安定供給対策を実施するというものについて記述をしてございます。

右下のほうから始まります(6)の内水面漁業・養殖業につきましては、ずっと続いていくわけでございますが、例えばウナギの持続的利用ですとか協議会における協議の円滑化など、内水面漁業の振興に関する基本的な方針に基づく施策を推進することについて個別に具体的に記載をしてございます。

11ページの栽培漁業及びサケ・マスふ化放流事業、親水性レクリエーションとの調和に関し実施すべき事項ということで、ここは重要になってございます。

その後、12ページが加工・流通・消費・輸出、13ページの下から漁港・漁場・漁村の総合的整備、15ページでは調査・研究・技術開発の戦略的推進、気候変動に適応した品種開発という形で続いていきまして、16ページでございますけれども、漁船漁業の安全対策の強化ということでございまして、右側の(2)の労働災害の減少の直前に、先ほど申し上げましたようにミサイル発射時の自動発信システムの構築への支援というものについても言及をいたしております。

さらに17ページでは、漁協系統組織の役割発揮などを経て、Ⅲの東日本大震災からの復興に関する取り組みということで記述をしてございます。

最後の21ページをごらんください。

21ページに、水産基本計画もそうだったんですが、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項というのが最後の取りまとめになっておりまして、その6番に、別の記述があったんでございますが、検討を進めるような記述がございましたけれども、先ほど申し上げましたように、昨年末に農林水産業・地域の活力創造プランに盛

り込まれました「水産政策の改革の方向性」というものが明らかにされてございますので、この点について言及をしたということでございます。

資料4のほうにつきましては概要版ということで、ファイナルになりましたら、またそれに合わせて作成をいたしますので、きょうは説明は省略をさせていただきたいと考えております。

この平成30年度の水産施策につきましては、後ほど事務局のほうからメールで照会をさせていただきたいと思っておりましたけれども、本日の審議会が初めてということでございますので、御意見等につきましては、今週の木曜日の17時ぐらいまでに事務局に御連絡をいただければ、それを受けまして最終的な修文を行いまして、部会長の了解を得たいと考えておりますので、その点、御了解いただければと思います。

説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料について、これから御審議いただきたいと思っておりますけれども、大部でございますので3つのパートに分けて進めたいと思っております。

まず最初は、資料1のうちの1つ目の第I章、特集。ですから、資料1と右肩に書いてあってとじてあるものですね。これを1つ目のパートということにさせていただきます。2つ目のパートといたしましては、資料1の後半部分、これは資料1とは右肩には書いていませんけれども、第II章、平成28年度以降のというふうにした、この分厚いものですね。これと、それから、資料2の平成29年度の水産施策（案）ですね。これを2つまとめて2つ目のパートということにさせていただきます。それから、最後に諮問事項であります平成30年度の水産施策、薄いものですが、資料3というふうには右肩に書いてある、これが3つ目のパートというふうな順番で御審議をいただきたいと思っております。

それでは、まず1つ目のパートであります第I章の特集部分ですね。資料1と書いたところですが、ここについて御意見、御質問などございましたら御発言お願いいたします。いかがでしょうか。

前回の審議会で御意見をいただきまして、また事前にも、今回更新版についてもコメントをいただいておりますけれども、それに加えて何かございましたら、資料1、特集部分について御意見をいただければと思います。挙手いただけましたらマイクを持ってまいりますので、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

そうしたら、またもし後で時間がございまして、何か思い出したりされましたらお願いいたします。

それでは、続きまして2つ目のパートにまいります。これは資料1のほうのもう一つ、資料1とは書いていませんが、一番分厚い第Ⅱ章、平成28年度以降の我が国の水産の動向というものと、それから、右肩、資料2と書いてあります平成29年度の水産施策（案）、こちらについて御審議をいただきます。何か御意見などございましたらお願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

83ページのコラムのところなんですけど、私、事前にメールでお送りしたんですけども、今改めて見て、もう少しちょっと追加でコメントさせていただきたいと思います。

「事例：漁村の女性たちによる活動」という中で、「内浦漁業協同組合がある沼津市は」というところですけども、7行目に「内浦の漁業を盛り上げていこうという使命に賛同する漁業者の奥さん、地元の主婦など総勢12人」と書いてありますが、ここで「漁業者の奥さん」という言い方について、メールでは「漁業者の妻」のほうがいいのではないのでしょうか。ただ、この方々がこの言葉を使ってPRされているならば、それを尊重しますというふうにコメントさせていただきましたが、これ、さらに後ろの「地元の主婦など」も加えまして、「賛同する地域の女性」というような言い方のほうが、より適切ではないのかと考えてコメントさせていただきます。

ただ、実態を知っているわけではございませんので、もし実態がこのような書きぶりのほうが適切なのであれば、それはそちらのほうがよろしいかと存じます。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

何かコメントありますか。

○企画課長 ありがとうございます。

ちょっとその点につきましては、我々のほうも確認をいたしまして、一番正しいといたしますか、わかりやすい表現になるようにいたしたいと思います。ありがとうございます。

○東村委員 ありがとうございます。

○山下部会長 ほかにはいかがでしょうか。

久賀委員、お願いします。

○久賀特別委員 久賀でございます。欠席が相次ぎ、お役に立てずまことに申しわけござ

いません。

これまで皆さんにご審議いただいた内容に全く異論はございませんが、89ページの23行目の流通の用語について、事前に意見を出させていただいたんですが、改めて述べさせていただきます。

特に23行目の「一方」のすぐ後なんですけれども、小売・外食業者などと産地出荷業者との消費地卸売市場を介さない直接取引という言葉が、流通業界で一般的に使われている言葉と少し違うのではないかという意見でございます。直接取引というのは、略して直取と言われているものだと思うんですが、具体的にはイオンが漁協と提携してやっているような取り組みを指すことが多いと思うんですね。それは消費地卸売市場だけじゃなくて、産地も通さないよという流通形態のことを一般的には指しております。したがって、この文章を読みますと、産地出荷業者の取引だと書いておりますので、これはすなわち産地市を通っているよと読めてしまいますから、これは直取には該当しないんだろうなと思います。いわゆる産地直送ですね、産直のほうに該当するのではないかなと。

先ほど企画課長のほうからも、ほかの流通形態の言葉について一度定義、御確認いただけたということでしたので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございます。じゃ、御検討をお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、平野委員、水越委員、お願いします。

○平野委員 2点あります。

80ページに事例のコラムなんですけれども、「若い力で浜に活力を！」というところの22行目です。「NFの多くは」——ニューフィッシャーだと思ってしまうんですけれども、「多くは、県外出身者ですが、県外からの就業希望者でも地域に馴染みやすい環境が整えられています」というようにありますが、漁協で新規の就業者を育てているということが、多くが県外出身者を入れているのでしょうか。この文章からすると、「県内出身者ですが、県外からの就業希望者でも地域に馴染みやすい環境が整えられています」のほう文章としてはいいとは思ってしまうんですけれども、これが正しいのかどうかというものを、ちょっと疑問に思いましたので質問させてください。

それから、85ページの図Ⅱ-2-19なんですけれども、上のところでは死者・行方不明者の数が折れ線グラフになっているんですが、2-19は、数字だけがちょんちょんと上の

ほうに書いてあって、非常にこれがふえているんだか、減っているんだかがわかりにくいので、これもやはり折れ線で、線で結ぶなりのほうがいいのではないかと思ひまして、ちょっと提案いたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、水越委員、お願いします。

○水越委員 123ページのコラムなんですけれども、事前に郵送されていた資料によりますと、部会長さんも疑問を持たれて指摘されていたようですが、この123の最後のほうから124にかけての記述が、やや無理があるのかなという気がしました。特に「『女性にモテる』や『夫婦円満の秘訣』といった新たな観点から水産物の魅力を訴えることも効果的かもしれません」。「かもしれません」とついているからいいような気もしたんですけれども、やはりちょっと、ここを結論づけるのはかなり厳しいのかなと思います。

ただ、水産庁さんとしては、このグラフをぜひ載せたいというような御希望があるようですので、この最後の一文の「そこで」以降を削ればいいのかというような気もしました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

じゃ、事務局、お答えをお願いします。

○企画課長 ありがとうございます。

まず、平野委員からの山口県の事例なんですけれども、これは確かに文章が、おっしゃるようにちょっと正確ではないと思っております。山口のこの地区では、結局県外出身者が多うございまして、その背景として地域になじみやすい環境があるんだということに記載したかったということでございますので、誤解がちょっと生じるようですので、ここは誤解が生じないような記述をしたいと考えております。

次に、85ページの、特に下の図2-19は、実はちょっと印刷の関係でわかりづらい状況になっております。大変申しわけないです。この海中転落者数というのが、実は白い部分だけに見えるような感じになっているんですけれども、これは全体の数字が海中転落者数で、平成22年からくると87、86、90、91というのが、これが海中転落者数なんです。その内数といたしまして、死者・行方不明者数が色のついた部分になっております。一番右の矢印が特に白い部分に引っかかってしまっているんで、ちょっとグラフがちゃんと読め

ないような形になっております。これはミスでございますので修正をいたしまして、誤解のない形で見えるように印刷するようにはいたしたいというふうに考えております。

今、水越委員からいただきましたが、確かに委員の方々数名からそういう意見が出るようであれば、やはり我々としては真摯に受けとめて位置づけというものを考えないといけませんので、相談をさせていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。それから佐藤委員、お願いします。

○鈴木特別委員 132ページに「原料原産地表示」という記述がございますが、今、実際に、特に加工食品メーカーは、この産地の定義という点に非常に苦慮しております。可能かどうかわかりませんが、基準の見直し、何が国産で何が海外産だという定義を見直すか、再定義することについての議論がまだ必要ではないかということが、もし書ければありがたいと思います。

多少例を挙げますと、例えばキンメダイ、これがミッドウェーあたりで日本船がとっても国産ですし、伊豆沖でとっても国産ですし、例えば東シナ海でアマダイとかグチとか、これを日本船がとれば当然日本産ですけれども、全く同じ海で中国船、韓国船がとれば、これが外国産になるわけで、こういうことが果たして本当に消費者にとってわかりやすい基準なのかどうかということが、なかなか加工業者の間では大変苦慮している問題でございます。

要するに、漁船の船籍で全てが決まっている基準だと認識しておりますが、これは日本の漁業の保護という観点からもそういう判断がなされたのだと思いますし、また、輸入関税の仕切りにおいても、そのほうが関税が仕切りやすいということがあったからだと考えます。しかし、必ずしも消費者にとってその魚が何々産だと正しくイメージが伝わるかどうか、この辺、大変難しい問題がまだ存在しているということが何らかの表現で盛り込めたらありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤です。

さきに質問をさせていただいて、回答もいただいた件ではあるのですが、もう少し遠洋

漁業についてお尋ねします——というのは、64ページを拝見しますと、生産量で遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業、養殖業と出ているのですが、遠洋漁業に携わる人についてはどうかといいますと、今のところ何人という記述がないんですね。外国人についてはマルシップで何人ということは掲載があるのですけれども、遠洋漁業に関わる漁業者の人数が掲載されていません。かつてに比べたらうんと少ない人数になっているとしても、何百人かの日本人がかかわっている。そして外国人も一緒に仕事をしているのですから、例えば一つの船に日本人が何%、外国人が何%が現状ですとか掲載していただきたい。

日本の漁業の現状を伝えるのが白書とするならば、沿岸漁業は15万人と書くのと同様に沖合漁業は何人、遠洋漁業は何人、と書いていただきたいと希望します。そして経済規模はそれぞれ何トン、何億円規模と掲載していただきたい。それだけで、日本の漁業の現状の規模感が誰にでもわかります。漁獲高何トンという数字は出ているわけですが、何億円という経済規模の記載がないところをみると、金額は数字が出しづらいのだろうと思いますが、傾向を把握するためにだいたいの数字でも結構ですから掲載していただきたいと思います。

そして、消費者や漁業の素人もこの白書を読むことを想定し、例えば白書の見開きぐらいのページ（A3サイズぐらい）を使って日本地図と世界地図を掲載していただき、沿岸漁業というのはこういう漁業で1日で帰ってこられるこのエリアで操業する漁業、沖合漁業というのはこういう漁業でこの海域で行う漁業、遠洋漁業はこういう漁業で世界のこの海域で行われている漁業、ということを、ごくわかりやすく書くことができるのではないかと思います。その見開きページを一目見れば、今、日本の沿岸と沖合と遠洋に何人の漁業者が就業していて、大体幾らの規模で何トンとっていて、世界のこの海域に展開しているんだな、その中で輸入のものもあるんだなと読み取れるようなものをつくると、現状が非常にわかりやすいのではないかと思います。

回答も検討しているとお話しいただきましたが、もうちょっといろいろな知恵があったほうが良いと思ひまして、改めて申し述べさせていただきます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明、お答えをお願いします。

○企画課長 鈴木委員からいただいた意見は、若干詳しい者がいないようですので、まず御意見としては承った上で、もしここに書けるような現状の取組があれば加えたいと思ひ

ます。一方で、もし加えられなくても、そういう意見として、施策に対する意見だと思えますので、それを受けとめて対応したいと考えております。

また、佐藤委員からいただきました遠洋漁業の部分は、御説明をいたしましたけれども、かなり実はいろいろな意味で政府の統計の精度といいますか、細かい部分、わからないというか精度が落ちていまして、そういった意味で、この白書をつくるに当たりまして、我々のほう、かなり推定を入れて沖合漁業とか遠洋漁業の数値をつくり出している部分がございます。できることとできないことが余りにも推測が多過ぎると、当たっているのかどうかすらわからないので加えにくいんですけれども、わかる範囲では、今後ちょっとそういうものがわかりますれば記載をするということを考えたいと思いますし、あと、さらに、この後我々のほう、諮問事項ではございませんけれども、白書の図解みたいなものをつくっていきます。一般の方にわかりやすいものということで、それで、その際に、いただいたような、ちょっといいイメージ図みたいなものをいただいたんですけれども、そういうものを生かしていきたいというふうに考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょう。

大森委員、お願いします。

○大森委員 これまでいろいろ意見を言わせていただいたものが反映をさせていただいており、ありがとうございます。

1つお願いしたいのは、52ページの「実効ある資源管理のための取組」として、括弧書きで「我が国の沿岸等における漁業取締り」のないようにおいて沿岸については、密漁に関してのことが記述をしていただいております。

一般市民に対するルールของ普及・啓発を通じて密漁の防止を図っていくことが重要だということで、ここの記述は、目的は密漁の防止にありますので、括弧の上の部分、漁業の取り締まりというところを、この密漁の防止の取り組みというような表題に変えていただけないかということです。取り締まりだけではなくて、いろいろな市民の方に対するルールの啓発とか、そういうこともこの中に入っていて、最終的に資源管理の実効ある取り組みとなっていきますので、ここはそういう打ち出しをしていただけないかということになります。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ちょっと今、事務局で検討中みたいですが、ほかに挙手されている委員の方はいらっしゃるいませんか。大丈夫ですか。

それでは、細川委員、お願いします。

○細川委員 細川でございます。

内容が非常にたくさんあって、こういうものがあって助かるんですけども、グラフの中でちょっと見づらいところがあるので、もし可能であればということで、92ページの図2-26の右側の棒グラフと、その下の27の棒グラフなんですけど、それぞれの細目についての数字が、これはほとんど変化なく見えちゃうんですよ。ですから、大きなものだけで結構なんですけれども、2つか3つか数字を入れていただくと非常に見やすくなると思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○山下部会長 これは、図の完成をするときにはプロの方がおつくりになると思うので、そのときに注意していただくということで、先ほどの大森委員の御要望については、事務局、いかがでしょうか。

○企画課長 若干、密漁というものに対するイメージが人によって違うので、いろいろな意見が出るんだと思います。中身は、実はそういう沿岸における、いわゆる密漁の話から、漁業監督吏員がやっているような取り締まりの話まで入っておりますので、それが含まれるような表題にはしないといけないと思いますので、その点をちょっと踏まえた上で検討させていただくということで御了解願いたいと思います。

○山下部会長 よろしくお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私から1つ、29年度の水産施策（案）に関連して要望があるんですけど、5ページですね。関連文書は5ページの右肩のほうのイの資源評価に対する理解の醸成のところなんですけれども、これに限らずなんですけど、これはホームページで掲載して理解しやすい形で公表しましたというふうにあるんですね。実はホームページを見ると、水産庁と、それから水研センターさんと思われる情報もあるんですけど、それがそうなのか、それともそうじゃないものなのかがわかりにくいのが結構あるんですね。

ちょっと私、最近調べものをしたときには、水研センターさんのほうからホームページで出しているもの、日付が出ていないのが結構あるんですね。そうすると、これはもう引用できないとか、あるいは公的な資料だというふうになかなか言えなくなって

しまうということですので、ホームページに出されるときに、水産庁なのか水研センターなのかということと、発表日時ですね。発表月日というんでしょうか、年月ですね。日はなくても発表月日と、それが明らかにされているというのを御要望したい。たくさん出していただけるのはとてもありがたいんですけども、それをお願いしたいと思いました。

すみません。関連したお願いでございます。

ほかには何か、水産施策のほうですね。29年度の水産施策に関してはよろしゅうございますでしょうか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 橋本でございます。

この資料2、資料3は、ちょっとぱっと見まして、これは数回前のこの会議でもこういう話があったような記憶があるのですが、例えば資料2の16ページの左側の下から2行目で、「気候変動の影響に適応した」と「適応した」という言葉が使われていますが、これはアダプテーションは適合というふうに訳す、その適合という言葉を使うのがいいんじゃないかと、こういうことをちょっと意見として申し述べたいのです。

私は法律学ですが、環境法と言われる領域があって、そこで、このアダプテーションとか、それからレジリエンスとかいう基礎的な概念があって、これが適合とか強靱化とか訳されて、恐らくこれはアダプテーションのことなんじゃないかなと思うわけですが、もともと環境法の世界というのは、今あるものを守るとか維持するというイメージだったんですけども、理論的、学問的に様相がちょっと変わってきて、それはだから、今あるものを守るだけではなくて、幾ら人間が頑張っても変化するのは変化するのだから、それに適合する。アダプテーションという概念が法律的に重要なんだという議論がずっとありまして、それが例のパリ協定で実定法化されて、日本もこれを発効していますから日本の実定法にもなった。それは恐らく適合というふうに訳されているのではないかなと思いますので、だから、これは日本語の意味としては、別に適合でも適法でもいいんですけども、そういう環境法の全体的な考え方の変化に合う、あるいは実定法にも合うということで、これは「適合」という言葉を使うと、より何か日本の水産行政の国際間情報の考え方に適合しているというニュアンスが出るのではないかと、こんなことがあるので、もし見直せるのであれば見直していただきたいということが1つです。

あわせて申し上げますと、私、漁港漁場整備のほうの部会に入ったわけですけども、結局適合とか強靱化という概念は、これは気候変動に限らないわけですけども、さまざま

まなリスクがある。そのリスクに対して、法的な枠組みとして、それはやっぱり施策としてそれに適合し対抗していくということがむしろ要請される。だから、環境法だと、昔はダムをつくっちゃいけないとか、堤防を高くしてはいけない、それが環境法的な発想だというふうに長らく言われてきたけれども、これが大きく変化して、放っておいても海面は上昇するんだから、あるいは自然災害で台風なんかすごいのが来たりするのは避けられないのだから、それに対してインフラを整備したり、防波堤とか防潮堤とかをつくってきちんと対応するということが、その責務として法的にも要請されるんだという形で大きく議論が変わっているところなので、もちろん漁港漁場整備なんかの局面でも、脆弱性に対抗する強靱化というものがいろいろな意味で要請されるのだから、そういうものはしっかり漁港漁場でも確保されるようなほうに政策を持って行ってほしいというのは個人的に思っているところです。

そういうこととの関連もあるので、この「適応」というのが、もしいわゆるアダプテーションという概念であるとするならば、これを「適合」と訳すということが望ましいのではないか。これは資料3のほうにもほぼ同じ箇所と同じような言葉が出てくるので、それについてちょっと意見を言わせていただきたいということです。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで検討してください。お答えがありますか。

○研究指導課長 研究指導課長でございます。

御指摘の点については、生物屋のほうから言うと、いわゆる生態学の中で進化の中で適応したというところを強く思うので、よく「適応」と書くんですけども、例えば、これは品種改良ということで、人為的にそういうものに適応できるようにしたというふうに人が主導したものというふうに捉えれば「適合」というふうに書くべきというところもございまして、そこら辺については、どちらがよりいいか、検討させていただきたいと思えます。

○山下部会長 ありがとうございます。ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、きょう3つ目ですね。最後ですけども、平成30年度の水産施策（案）について御審議をいただきます。これは資料3ということになりますか。資料3についてでございますね。何か御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

今回の白書で、非常に科学技術のことがたくさん書かれていて、「なるほど、こうやって日本の漁業は進化してきたんだ」とよくわかり、大変勉強になりました。

ただ、それも踏まえて、あらためて白書を読んだとき、これだけ科学技術が発達してきたにも関わらずいま、日本の漁業は厳しい状況にあります。いろいろな事情があつてのことですが、漁獲量は下がる一方です。漁師さんたちの手取りは少しは上がってきているようですけれども、まだまだ厳しい状況にあります。新米漁師がどのように一人前の漁師になってゆくのかを考えた場合、従来のように先輩漁師さんの経験から学ぶ、地域の中で学ぶということだけでは、なかなか将来を切り開くのが難しいのではないかなと思います。

そこで提案申し上げますのですが、例えば石川県に大変優良なやり方でまき網漁業で成功している漁師さんがいる、あるいは漁協がある場合、そこに鹿児島県の漁業者が学びに行くことを支援するような国内留学制度はできないでしょうか。学びに行くのが漁業者個人として、支援の受け皿が個人のレベル、漁協のレベル、小さな株式会社のレベルなど、どのような仕組みがよいのかわかりませんが、国内で実際に行われている良い事例を実地に学びに行く、それも1～2日ではなく1カ月ぐたいかけてしっかり学ぶ仕組みをぜひともつくっていただきたいと思います。

学びに行っている間、その人の生活がある程度保障されるようなことがあると、国内の良い事例がより具体的に進む、広がる可能性があるのではないかと思います。ご提案を申し上げます。また、思い切って外国に学びに行ってみたいという漁師さんがいれば、それも後押しがあつていいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

まずは国内で非常によくやっているなと思うところへ学びたい意欲のある漁業者が一定期間行って実地に学ぶ、その人が地域へ戻ってきてみんなに教え、地域みんなが協力して実施してみるというような仕組みが、どこかの施策の中でできたらいいなと思ひまして御提案申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

水産施策の枠組みの中で、どこか当てはまりそうなおところがありますでしょうか。何かお答え……。

○企画課長 今、それに合致するような支援策というのが多分ないと思います。我々のほうがやっておりますのは、限られた予算の中でできることということ、例えば新規就業の際

のリスクをできるだけ減らしてあげる、入りやすくしてあげる。あと、一部は何かの振興の取り組みの中で視察をする、こういったものについてはそれぞれの事業の中で一部支援するのがありますけれども、今おっしゃいましたようなものは、確かびたっとフィットするような支援策を持っていないというふうに思います。

そういった意味で、平成30年度の施策にいきなり入れるというのはもうちょっと無理なんですけれども、今後の施策の中で、そういう御要望があったということで、どういう形だったら仕込めるのか、にわかには思い浮かばないんですけれども、御要望として承って考えていきたいと思います。

○山下部会長 私から申し上げますと僭越なんですけど、例えば各県に海区の漁業調整委員会があって、そこでも視察会というのを何年かに一回やったりしているんですね。調整委員の方々が行くわけですけれども、そういうときは割と先進地域に行って話を聞いて参考にするというような、県レベルですけれども、そういうことが行われている。国レベルでそういう施策があるかどうかというと、これからの検討課題だというお答えでしたけれども、御参考までに。

ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 この資料3のどの場所ということではないのですが、1つ、現状非常に困り始めていることがございます。それは、魚の頭を切って、魚の内臓を出して調理するという作業です。特にお料理屋さんで使う魚の場合は、その板前さんがいるからそれでよろしいんですけれども、加工業者にとって大量に頭とおなかを取ること、これがまったくもう誰もやってくれなくなってきているんです。それ故、ますます魚がとれても結局加工品に回せないという実情が全国に起きてきております。ですから、機械化とか自動化とかを徹底的にやらないと、沿岸に揚がった魚というものが加工品に回っていかないということが起きつつございます。何かそこら辺の問題を提議して、こういう技術開発なり加工機械の普及が必要だとの記述を盛り込んでいただけたらなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

お答えがありますか。

○研究指導課長 その点について、逆に私ども行政施策を打つ側からすると、どこが律速というか、妨げている部分なのかがわかりづらいところがあって、例えば加工機器という

ことであれば、かなりの加工機器が民間のほうで開発はされているわけですがけれども、それが足りないところがどこなのか、コストなのか、それとも例えば複数の魚種を対応するときの問題なのか、それとも逆に、そういうものを行った後の残渣物の処理が問題なのか、その辺も含めて検討した上で対策を考えるということになるかと思しますので、その辺については検討させていただければというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私からまた1つ気がついたというか、16ページの左側、エのところなんですけれども、水産物の安全確保のところ、ここの2行目に「国内で高品質のまま流通させる」という、そういう記述があるんです。実は29年度の施策も同じ文章があるんですね。29年度は国内と書いてあって、国内でというんだったら、そうされたんだからあれだと思うんですけれども、来年度ということ——今年度ですけれども考えると、国内にこだわる必要がないのではないかとちらっと思いました。予算とリンクしているので、そういう意味では国内じゃないといけないということかもしれませんが、読んだ印象としては、輸出促進にも資するのではないかというふうに思った次第です。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ほかにも御意見もなく出尽くしたようでございますので、質疑はこの辺で終わりたいと思います。

資料1と2の平成29年度の動向（案）、また本日諮問のありました資料3の平成30年度水産施策につきましては、本日皆様からいただいた御意見を踏まえまして、事務局で再度修正等を行いまして、最終案については部会長の私に御一任していただくということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、先ほど途中で切ってしまったりして言い足りなかったことなど、もしかしてあったかもしれませんが、委員の方々から何か特段御意見等ございましたら承りたいと思います。また、来年の水産白書についても、ことしはこれで終わるとして、来年の水産白書に向けて何か御意見をいただくということでも構いませんが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

前回も少し、ある特定のグラフについてお願いした件ですけれども、この動向の第Ⅱ章に出てくるグラフは、なるべく毎年同じものを用意していただくと、去年と今年度とというふうに比較がしやすくなりますので、継続性をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 先ほど、遠洋漁業のときの回答で、統計のとり方が昔と今では変わっていると伺いました。変わった際には、多分たくさん議論があつてそうなったと思うのですけれども、統計というのはものすごく大切なものだと思います。元に戻すというのは大変難しいことだと思いますけれども、やはり「漁業に関わる人の情報」、「各漁業種の経済規模」というようなことは、今一度議論していただき、(過去にさかのぼることはできませんけれども)改めてきちんと統計情報をとっていくというような方向で進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうから報告事項等がございましたらお願いたします。

○企画課長 それでは、事務局のほうから。

本日は御審議ありがとうございます。今後のスケジュールでございますけれども、本日諮問させていただきました平成30年度水産施策、いわゆる講じようとする施策につきましては、平成29年度水産白書の動向編とあわせまして5月下旬から6月上旬の閣議決定、国会への提出ということで予定をしております、それに従いまして手続を進めたいというふうに考えてございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の折に企画部会に御出席いただきまして、貴重な御意見をいただきました。御助言をいただきました。まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

また、次回の企画部会につきましては次年度の白書ということになるかと思ひます。9月上旬ごろに開催をさせていただきたいと考えております。具体的な日程につきましては別途調整をさせていただきます。

なお、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図るため、農水省の中でも現在ペーパーレス化を順次実施しております。次回の企画部会からはペーパーレスで実施する、パソコンで操作をしていただくということになろうかと思いますので、あわせてお知らせをしておきます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。ここにパソコンがつくんですか。わかりました。

それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。